

## クレアを通じた投票率に係る諸外国調査について（ベルギー）

## 2 調査内容（案）

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	（1）国政選挙の年代別投票率	2
	（2）地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有識者としての意識醸成に関する事項	
	（1）主権者教育の取組について	5
	（2）選挙啓発の取組について	7
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	（1）広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	8
	（2）地方議会の組織図について	8
	（3）広域自治体議会の権限について	13
	（4）住民が議会審議に参加する仕組みについて	14
	（5）住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	14
	（6）議会活動に関する広報について	14
	（7）議員に対する給付について	15
	（8）議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	15
4	選挙制度について	
	（1）選挙権と被選挙権	17
	（2）有権者登録について	18
	（3）地方議会議員選挙の選挙期日について	19
	（4）地方議会議員選挙に係る選挙制度について	19
	（5）供託金について	20
	（6）選挙管理委員会の独立性について	21
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	（1）女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	23
	（2）立候補者の政策等を知る方法について	27
6	投票環境について	
	（1）投票所の設置数と主な設置場所について	28
	（2）投票所の設置要件について	29
	（3）期日前投票について	29
	（4）二重投票対策・本人確認の方法について	29
	（5）郵便投票について	30
	（6）高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	30
	（7）投票者に対するインセンティブの付与について	31
	（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について	31
7	インターネット投票について	
	（1）インターネット投票の導入状況について	32
	（2）インターネット投票を導入している場合	32
	（3）インターネット投票を導入していない場合	32
8	義務投票制について	
	（1）義務投票制の採用の有無について	33
	（2）義務投票制の採用の時期や経緯等について	33
	（3）罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	34

# 1.9 改訂

## ベルギーに関する調査

ベルギーは連邦国家制度をとり、3つある各地域政府ごとに異なる政策がとられている。本調査は言語等の問題から、原則として、フランス語を公用語とするワロン地域を対象とする。

### 1. 投票率に関する事項

#### (1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

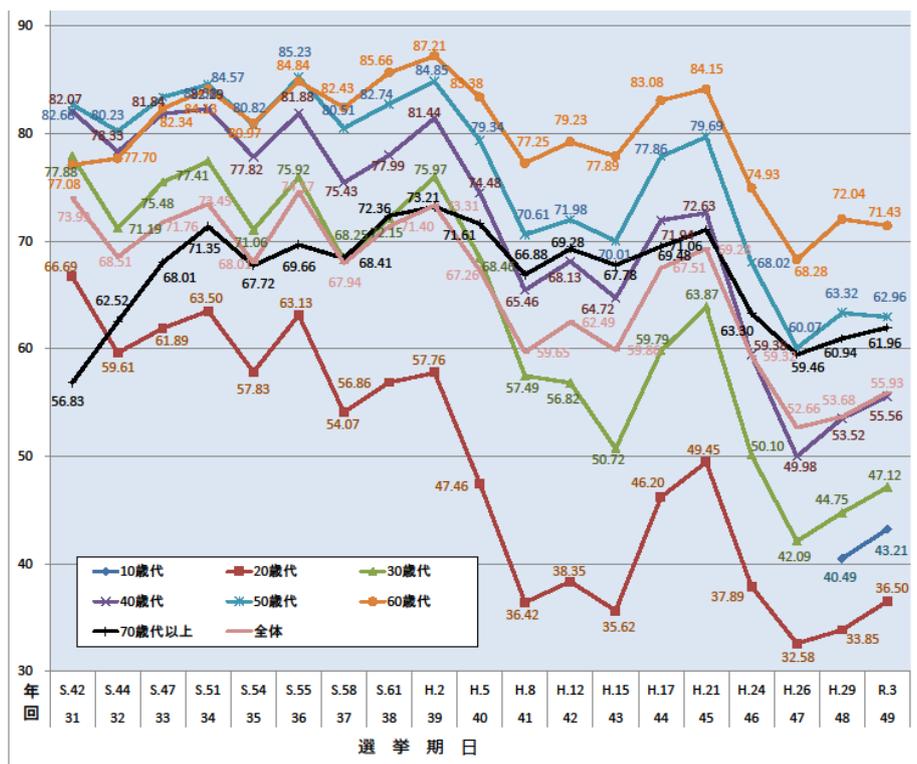
国政選挙の年代別投票率は把握できなかった。

過去に実施された下院選挙の投票率は下記の通りである。

年	1999	2003	2007	2010	2014	2019
投票率 (%)	90.55	91.63	91.08	89.22	89.37	88.38

(出典：ベルギー連邦政府)

#### (日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



(%)

年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3	
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
10歳代	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50	
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12	
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56	
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96	
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43	
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96	
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳以上の投票率は71歳以上の値となっています。

※③ 第48回の第10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

## 1.9 改訂

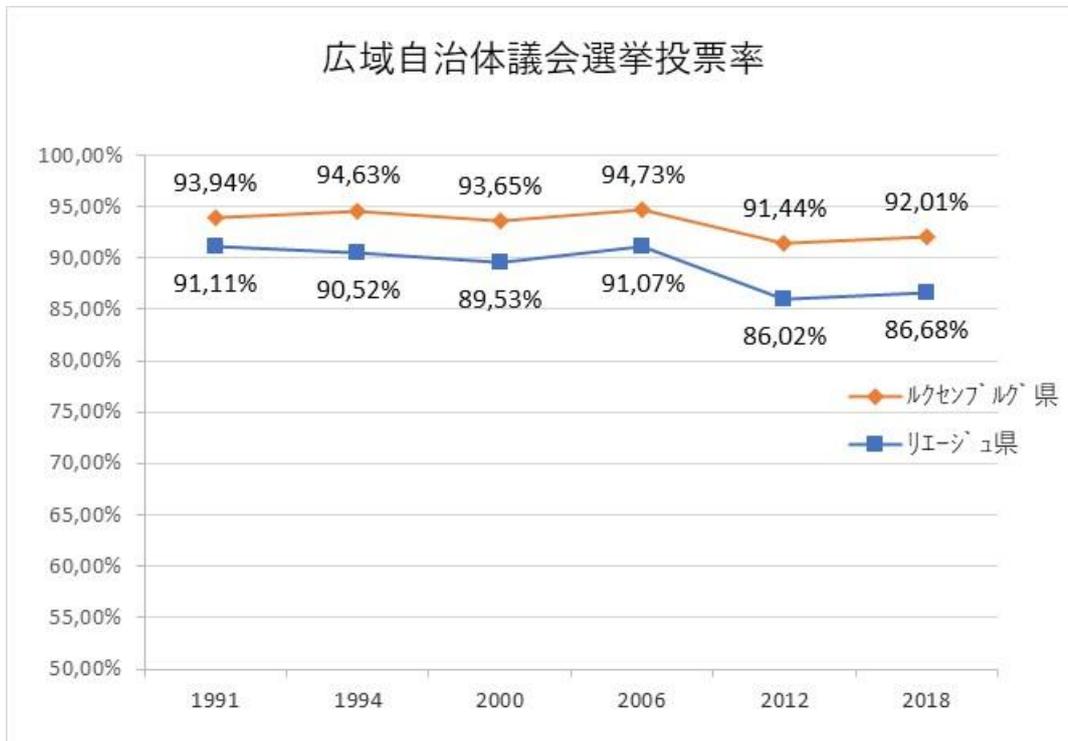
### (2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

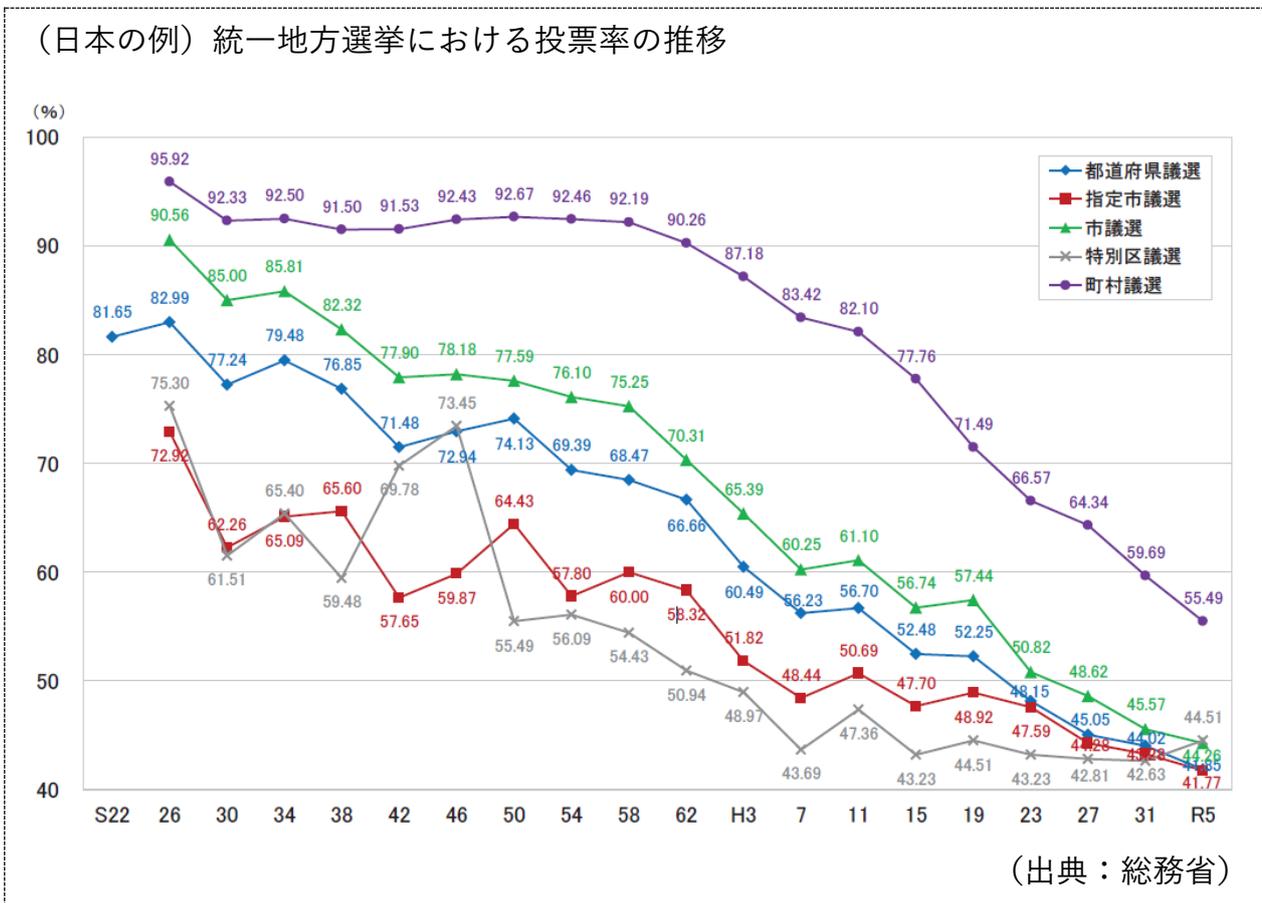
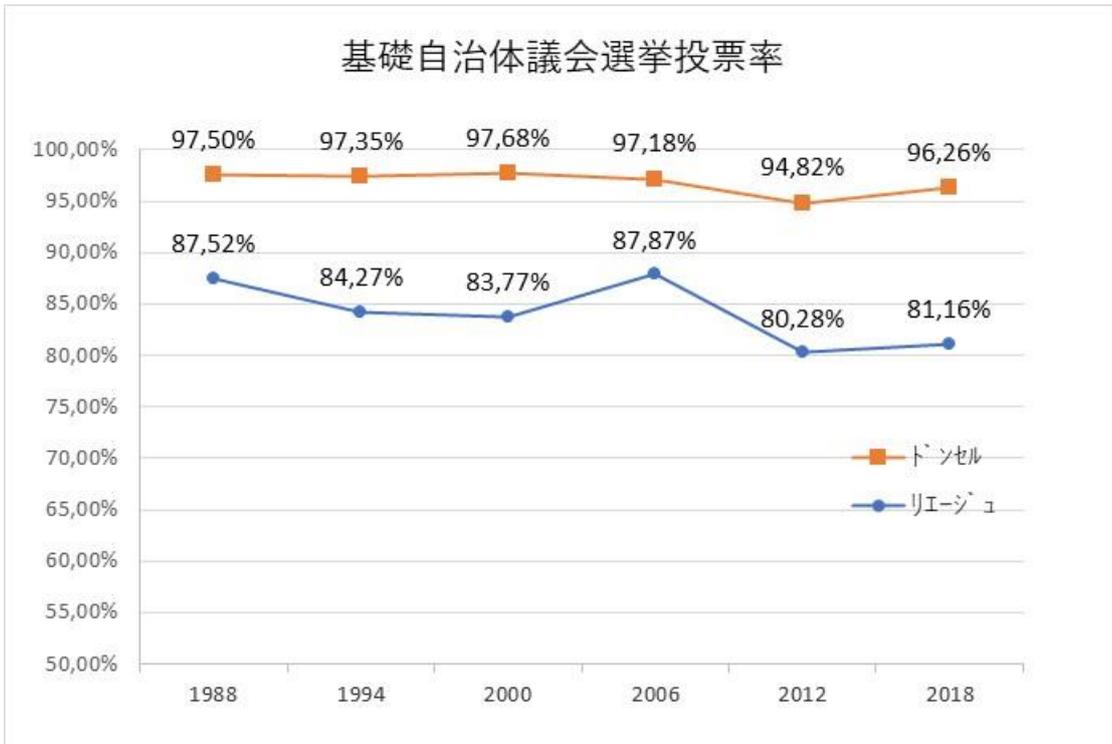
日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。

地方議会議員選挙の全国レベルの投票率は把握できなかった。

広域自治体議会のうち、直近の投票率が最高であったルクセンブルグ県(Luxembourg)、最低であったリエージュ県(Liège)、そして、基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最高であったドンセル(Donceel)及び最低であったリエージュ(Liège)の投票率の推移は、下記のとおりである。(出典：ワロン地域政府)





## 1.9 改訂

### 2. 有識者としての意識醸成に関する事項

#### (1) 主権者教育の取組について

##### ①具体的な取組内容について

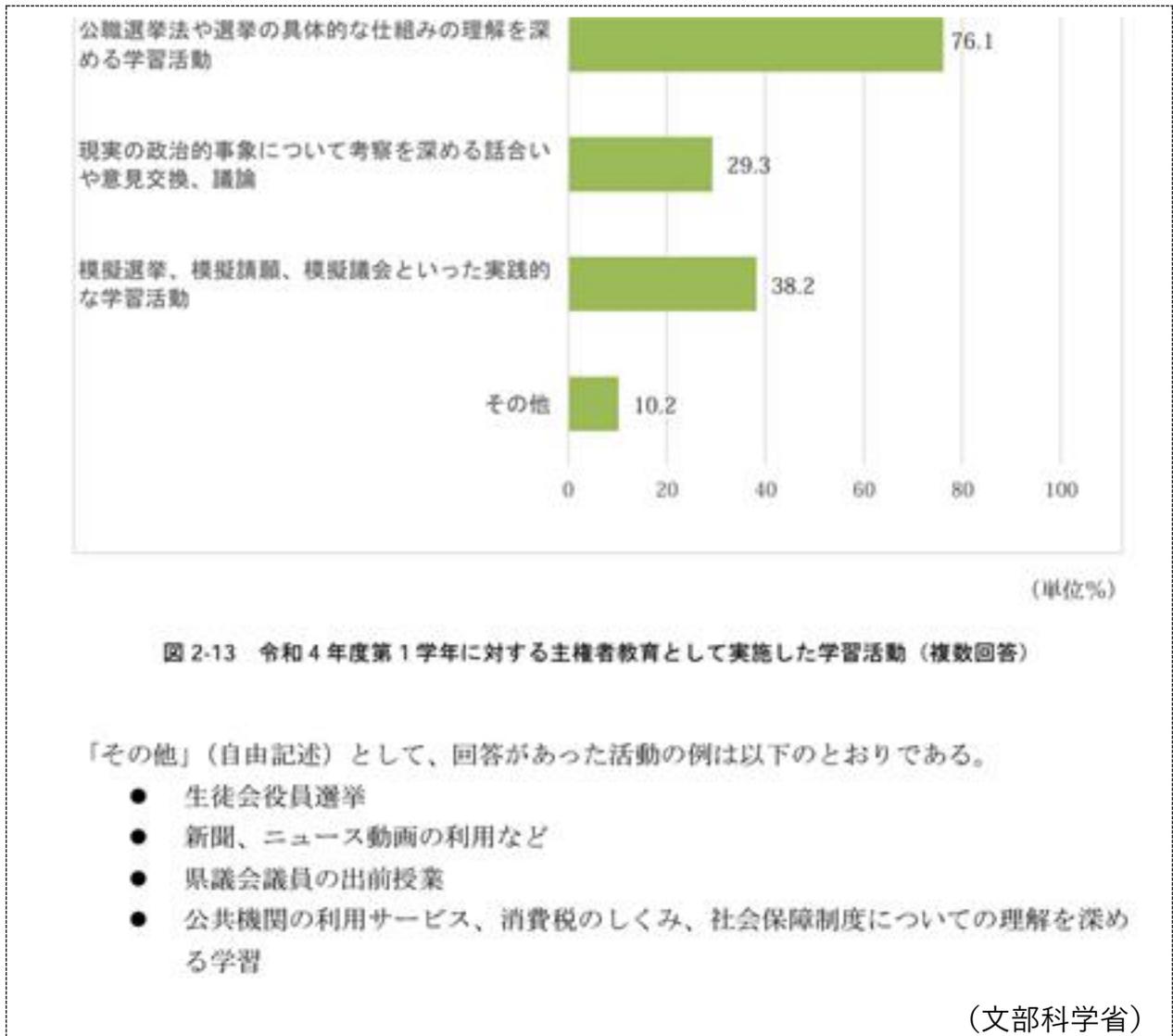
日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

初等教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な社会課題などをもとに授業で講義を行う。</li><li>・戦争、テロや LGBTQ など、大きな政治問題が頻発しており、それらを題材として取り扱う場合は、生徒の精神的ケアを併せて行っている。</li></ul>
中等教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・ベルギーの中央行政制度、地方行政制度に関する教育を行うほか、それらが欧州連合および世界に与える影響や相互作用等について教える。</li><li>・17～18歳の学生を対象に、極左から極右までのすべての政党とその主な立場に関する講義を行っている地域もある。</li></ul>
高等教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの授業、特に政治および社会科学のコースで取り扱われるため、この時点ですべての学生がベルギーの政治制度に関する一般的な知識は身に着けているものと想定される。</li></ul>

（日本の例）令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況

## 1.9 改訂



### ②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

- ・ 政党や移民、宗教、経済など具体的な事例を用いての授業
- ・ クラス内での学生間の模擬討論
- ・ 投票用紙での投票方法の説明

### ③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

1.9 改訂

団体	関与の内容
政党	大学内で学生クラブを通じて、政党のメッセージを広めるため、学生クラブに財政的支援を提供する。

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

教師が授業で自由に実施できるため、地方政府と連邦政府は無料の学習教材、ポスター、パンフレットを提供する。

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長による学校訪問</li> <li>・政治的指向テスト(どの政党が自分の意見や価値観に最も合っているか判断する一つの指標)</li> </ul>
民間団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な社会問題について住民投票や請願を実施し、政策に影響を与えようとする。</li> </ul>

1.9 改訂

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期
エノー県 (Hainaut)	約 135 万人	経常経費 744,796 千€ 投資経費 35,251 千€ 合計 <u>780,047 千€</u>	56 名	6 年
ルクセンブルグ 県(Luxembourg)	約 29 万人	経常経費 117,146 千€ 投資経費 11,180 千€ 合計 <u>128,326 千€</u>	37 名	6 年
ナムール県 (Namur)	約 50 万人	経常経費 184,623 千€ 投資経費 72,754 千€ 合計 <u>257,427 千€</u>	37 名	6 年

(2) 地方議会の組織図について

回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

1.9 改訂

基礎自治体（コミューン）

ワロン地域政府

任命

議員の中から候補者を提示

コミューン議会議長＝コミューン長

【権限】 議会の長であるとともに理事会の長、  
連邦政府、共同体政府、地方政府の代表

コミューン議会

【議員任期】 6年

【権限】

コミューンの利益（組織・公契約・財産の取得や処分・人事等）に関する審議及び決定

【組織】

コミューンの規模に応じ委員会が置かれることがある。

議会の多数派から選出

会議の招集

任命

選挙

住民

コミューン理事会  
（執行機関）

【構成】 コミューン長、  
コミューン助役（複数）  
（各行政分野の責任者）、  
公的社会福祉センター<sup>※1</sup>長

【権限】 行政サービスの提供、  
公共施設や公共財産の管理、  
警察、住民登録事務

コミューン事務総長（特別職の公務員）<sup>※2</sup>

【任務】 議会及び理事会の議事進行の調整、  
行政文書の管理、行政組織の統括

コミューン財政部長<sup>※3</sup>（特別職の公務員）

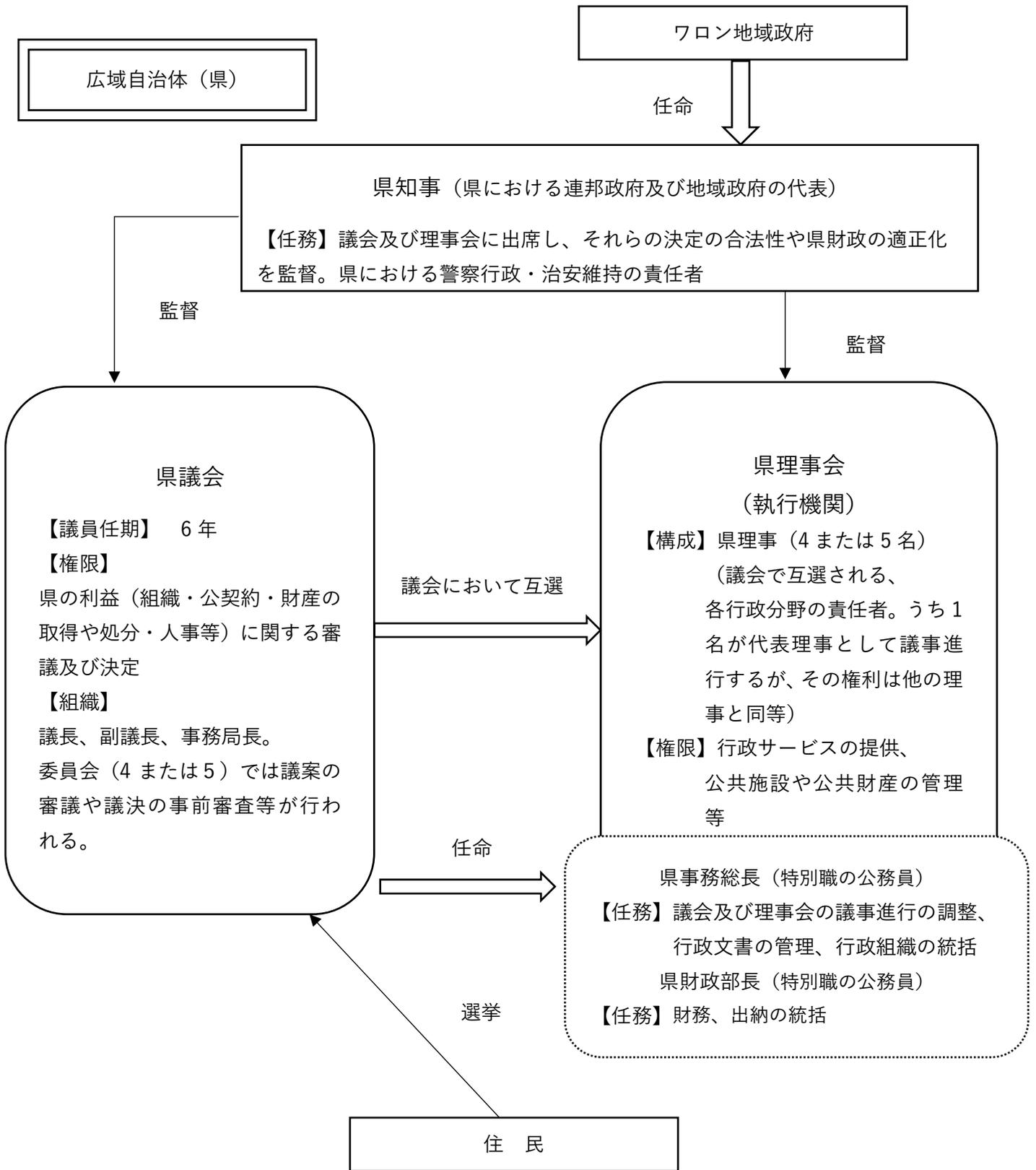
【任務】 財務、出納の統括

※1 コミューンとは別の法人格を有する公的機関である。全てのコミューンに設置され、住民に対する社会福祉政策全般を担っている。

※2 特別職の公務員とは、一般の公務員職とは異なり、採用、任務、人事評価、報酬、辞職等の条件が法令で特に定められた職を指す。

※3 財政部長は、人口が1万人以上のコミューンに置かれる。1万人未満のコミューンでは地域政府収入役（特殊な資格の公務員）が同等の任務を行う。

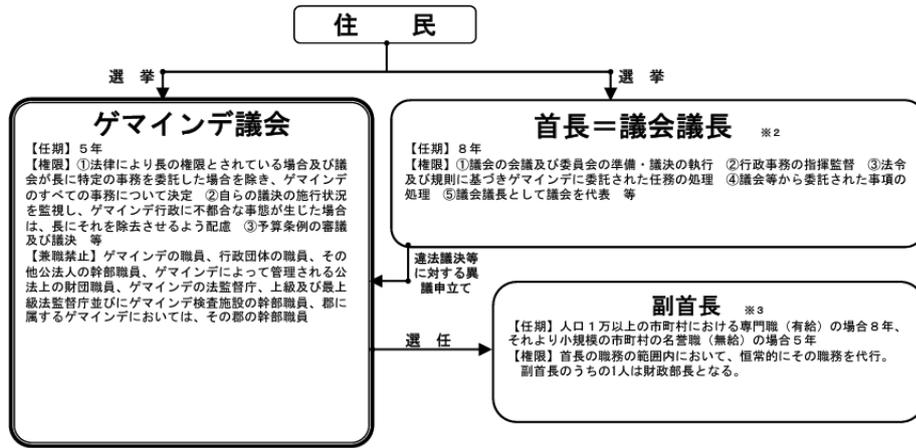
1.9 改訂



※ワロン地域内の県組織は、県議会の委員会数や県理事会の理事数が4または5と異なる以外は、構成は基本的に同じである。

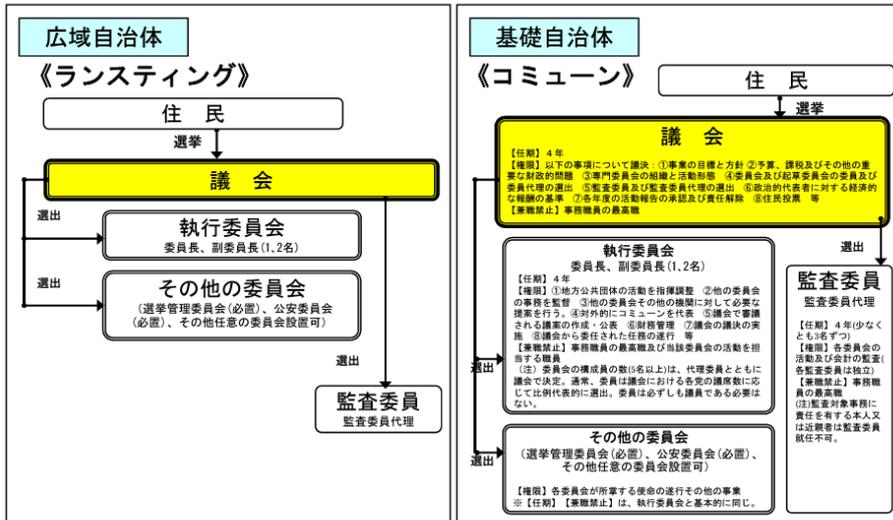


(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例)



※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。  
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。  
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の組織 (スウェーデン)



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに選いとされている。  
 ※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに選いとされている。

(出典：総務省)

1.9 改訂

(3) 広域自治体議会の権限について

① 主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
エノー県 (Hainaut)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政に関すること（予算を定め、決算を承認すること、税金、公契約等）</li> <li>・県有財産管理</li> <li>・県人事や県職員の身分規定</li> </ul>	年間議案件数 379
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)		年間議決件数 78 (うち予算 4 決算 1)
ナムーール県 (Namur)		年間議決件数 62 (うち予算 8 決算 1)

※年間審議・議決件数は 2023 年の数値を記載している。

エノー県のみ議決件数が把握できず、（議決のみではなく報告等も含まれる）議案件数を挙げている。

（日本の例）

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和 3 年の数値を記載

② 政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限
エノー県 (Hainaut)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案（補助金交付、公契約等）の提出</li> <li>・議案審議の一環で、理事会から提出される議案に対する修正</li> <li>・関係行政庁やその他の団体への意見書の提出</li> </ul>
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	

1.9 改訂

ナミュール県 (Namur)	
(日本の例) ・国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出 ・議案（条例等）の提出 ・議案（予算・条例等）に対する修正案の提出	

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	
エノー県 (Hainaut)	住民（県内に住民登録している自然人、または、県内に本社等を置く法人を代表する自然人）は、県議会の公開審議の場で、県理事会に直接質問することができる。
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	県議会または県理事会の権限に属するテーマが対象となり、統計や資料を求めるような内容を除く。
ナミュール県 (Namur)	手続きとしては、事前に県理事会に質問内容を送付し、県理事会が受理の可否を決定する。受理された場合、回答者は10分間以内に回答する。質問者はその回答に対し、2分間抗弁することができる。質問・回答はその他の会議録とともに公示される。

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	
エノー県 (Hainaut)	特になし
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	
ナミュール県 (Namur)	

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

1.9 改訂

自治体名	取組内容
エノー県 (Hainaut)	県の公式サイト中の議会のページ、県の SNS 上の動画
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	県の公式サイト中の議会のページ、議会をライブ配信
ナミュール県 (Namur)	県の公式サイト中の議会のページ、議会をライブ配信

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額又は月額）			
		議長	副議長	議員	その他※
エノー県 (Hainaut)	原則なし	月額 3,233€	月額 326€	なし	事務局長 月額 326€ 委員会の長 月額 194€
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	同上	同上	同上	同上	同上
ナミュール県 (Namur)	同上	同上	同上	同上	同上

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付
エノー県(Hainaut)	議会（委員会含む）出席 1 回あたりの出席手当 255€、交通費
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	同上
ナミュール県 (Namur)	同上

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間

1.9 改訂

か) に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯
エノー県 (Hainaut)	11回	基本的に月1回開催 (ただし1、7、8月は非開催。6月と12月は月に2回。) 会期は1日間	9時半開会
ルクセンブルグ県 (Luxembourg)	11回	基本的に月1回開催 (ただし7、8月は非開催。6月は月に2回。) 会期は1日間。(ただし10月の会期は予算案審議を含め4日間)	おおむね9時開会または14時開会
ナムール県 (Namur)	11回	基本的に月1回開催 (ただし7、8月は非開催。10月は2回。) 会期は1日間	9時半前後に開会

※いずれも2023年度の実績

## 4. 選挙制度について

## (1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。

(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	ベルギー国民であること、満 18 歳以上であること、ベルギー国内に居住していること
	被選挙権	ベルギー国民であること、満 18 歳以上であること、ベルギー国内に居住していること
地方議会議員選挙	選挙権	<p>(広域自治体議会議員選挙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルギー国民であること、満 18 歳以上であること、ベルギー国内に居住していること</li> </ul> <p>(基礎自治体議会議員選挙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルギー国民であること、満 18 歳以上であること、ベルギー国内に居住していること</li> <li>・ベルギー以外の EU 国民であること、満 18 歳以上であること、選挙人名簿に登録済みであること</li> <li>・EU 外国民であること、満 18 歳以上であること、少なくともベルギーに 5 年間居住していること、選挙人名簿に登録済みであること</li> </ul>
	被選挙権	<p>(広域自治体議会議員選挙)</p> <p>ベルギー国民であること、当該県内に居住していること、満 18 歳以上であること</p> <p>(基礎自治体議会議員選挙)</p> <p>ベルギー国民または EU 国民であること、当該コミューン内に居住していること、満 18 歳以上であること</p>

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

## (2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権（投票権）を得るための条件となっている場合は、必要な手続の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

ベルギー国民は、18 歳になると自動的に選挙人名簿に登録されるため、特段の手続きは不要である。

要件を満たす外国人で投票権を行使したい者は、選挙人登録を行う必要がある。（参考：本年 2024 年 10 月 13 日予定の地方選挙に投票するための選挙人登録は、2024 年 7 月 31 日までに行う必要がある。）

1.9 改訂

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合（統一率）を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙	10月の第2日曜日	1994年以降に実施された地方選挙（6年毎の実施）は、いずれも統一されている。
基礎自治体議会議員選挙	10月の第2日曜日	

（日本の例）

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

① 広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 （多数代表/比例代表）	非拘束名簿式比例代表制
選挙区制 （小選挙区/大選挙区）	複数のコミューンで構成される選挙区が定められており、議員総定数が各選挙区に人口に比例して配分される
投票方法 （単記・連記 / 自書式・記号式）	選挙人には、投票方法として次の2つの選択肢がある。（記号式） <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者名簿の中から1つの名簿を選ぶ</li> <li>・1つの候補者名簿の中の1人または複数の候補者を選ぶ</li> </ul>

1.9 改訂

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

② 基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	非拘束名簿式比例代表制
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	選挙区はコミューンの区域と同一。人口に応じて定数が決められている。
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	選挙人には、投票方法として次の2つの選択肢がある。(記号式) ・候補者名簿の中から1つの名簿を選ぶ ・1つの候補者名簿の中の1人または複数の候補者を選ぶ

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

供託金制度は存在しない。

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

## (6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

ベルギーの選挙事務における選挙管理を行う各組織、及びその関係性については下記のとおりである。

選挙管理は、1 及び 2 で記述したとおり、基本的に政府・県・郡では行政の内部組織により行われ、区、カントン、コミューンでは独立機関（各選挙管理委員会）により行われる。（下線を引いた組織が独立機関である）

1. 地方政府は、「将来計画・発展局」内の組織「選挙・参画対策班」が主体となり、選挙事務が円滑にいくよう各種情報提供や支援を行う。
2. 地方選挙のうち、コミューン議会議員選挙は、コミューン選挙管理委員会が管理する。  
一方、県議会議員選挙は、上から順番に県、郡、区カントン（注を参照）と 4 層でそれぞれ、県選挙管理事務局、郡選挙管理事務局、区選挙管理委員会、そしてカントン選挙管理委員会が管理組織として置かれる。  
これらの組織はすべて、選挙のたびに設置される臨時組織である。  
上記のうちコミューン選挙管理委員会、区選挙管理委員会、及びカントン選挙管理委員会は、独立した組織である。一方県と郡の 2 組織は行政の内部組織で、選挙の統計のとりまとめやフォローアップを行う。
3. 地方選挙事務の管理者のトップは、区選挙管理委員会の委員長とすることができる。（区選挙管理委員会の長は、コミューン選挙管理委員会の長及び

カントン選挙管理委員会の長を任命するからである。) この職は、第一審裁判所長もしくは同長が指名する司法官が務める。

4. 地方選挙の実際の事務においては、コミューンが、投票所の設置や選挙人名簿の管理等、事実上中核的存在を担う。具体的には、これらの事務は、コミューン長、コミューン理事会及び理事会が指名する職員によって行われる。
5. 上記の各選挙管理委員会では、選挙の候補者、政治任期中の者は構成員となることはできない。

上記のように、ベルギーでは、2で説明する各選挙管理委員会の存在、そして3のように司法当局が選挙管理の最終責任を負うこと、また5のように、各選挙管理委員会の構成員から政治色が排除されていることから、選挙が公正かつ適正に行われるよう選挙管理の一定の独立性が担保されているといえる。

注) 郡、区、カントンはいずれも政府の設定した行政区画である。県の下位行政区画が郡、郡の下位行政区画が区、区の下位区画がカントンである。

1.9 改訂

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	42% (63/150)	
地方議会議員	広域自治体議会議員	43% (96/223) ワロン地域
	基礎自治体議会議員	38.4% (2004/5215) ワロン地域

②女性議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

女性議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

選挙の候補者名簿に記載される両性の候補者は、同数でなければならないという原則がある。さらにワロン地域で実施される地方議会議員選挙では、同名簿の候補者記載は、男性・女性が1人ずつ交互に配置されることが義務づけられている。

③平均年齢と10代～30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員（10代～30代）の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	平均年齢	46.1 歳
	10代の議員の割合	0%
	20代の議員の割合	3.3%
	30代の議員の割合	24.7%
地方議会議員選挙	平均年齢	53 歳 (ブラバン・ワロン県) (注)
	10代の議員の割合	不明
	20代の議員の割合	不明
	30代の議員の割合	不明

(注) 地方議会議員全体の平均年齢は把握できなかった。広域自治体に相当するブラバン・ワロン県の例を参考として記載している。

1.9 改訂

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

政治への関心を高める目的から、2024年欧州議会議員選挙のベルギーにおける選挙権は、満16歳以上のベルギー国民及びその他のEU国民へと対象年齢が引き下げられている。（ただし、投票を義務制とするベルギーにおいて、この18歳未満の投票は任意とされている。）

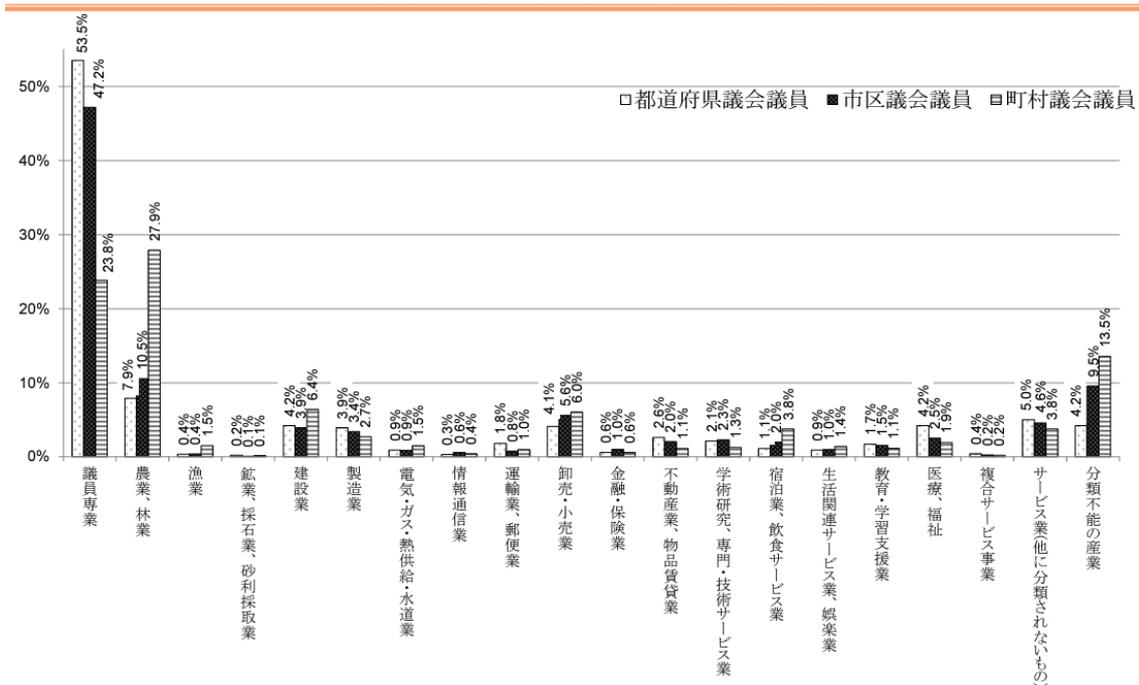
⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。

類似の調査結果や参考可能な統計は見つからなかった。

（日本の例）

地方議会議員の概況①（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）  
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）  
 全国町村議会議員会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

ベルギーの地方議会議員は、原則として、複数の職を兼務することができるが、主に次のような制限がある。

1 地方議会議員選挙に立候補する条件として兼職が禁止されている職

コミューン議会議員との兼職が禁止されている職

- ・警察・治安当局職員
- ・県知事（県知事辞職後の2年間を含む）

県議会議員との兼職が禁止されている職

- ・警察・治安当局職員
- ・県知事（県知事辞職後の2年間を含む）
- ・国会議員、欧州議会議員、地域政府議員、共同体議員
- ・連邦政府大臣及び副大臣
- ・地域政府や共同体政府の一員
- ・欧州委員会委員

2 コミューンや県と密接な関係にある団体における兼職禁止

・コミューン議会議員及び県議会議員は、コミューンや県が協力する広域行政組織や非営利団体、及び地方団体が多額出資を行う会社で、3つを超える執行役職についてはならない。

・コミューン理事会構成員及びコミューン議会議員は、広域行政組織や地方団体が多額出資を行う会社で、3つを超える有償の執行管理者の職につくことはできない。

3 地方議会議員全般に適用される年間報酬額の制限

地方議会議員の年間報酬額の合計は、下院議員及び上院議員の受け取る年間手当（税込み約101,000€）の150%を超えてはならない。

(日本の例)

### 地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

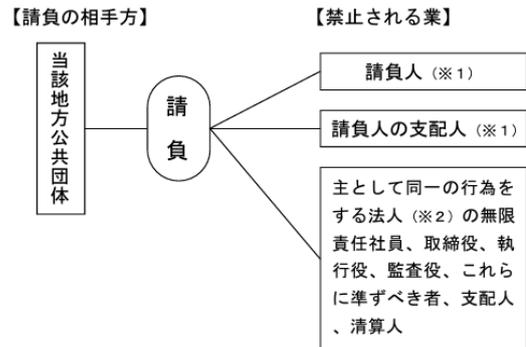
#### ○ 兼職の禁止 (法 § 92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができずとされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173Iによる同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

#### ○ 兼業の禁止 (法 § 92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができずとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

特になし

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
リエージュ県	子の出生時や養子を迎える場合に取得できる休暇制度がある。(最長で20週間)

## 1.9 改訂

(日本の例)

- ・ 議事堂内に議員用の保育スペースを整備している
- ・ 育児を理由とした議員の欠席を認めている

### (2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

- ・ 地元の会合等、立候補者と直接対話できる場に出席する。
- ・ 立候補者の主催・参加する集会・イベントへと参加する。
- ・ 街頭などで配布される、政策を説明するチラシや冊子を読む。
- ・ 街頭でのデモで、政策等をスローガンのような形で目にする。
- ・ メディア上で立候補者の主張を聞く。
- ・ 立候補者のホームページや SNS を見る。

(日本の例)

- ・ 街頭演説を聴く（演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される）。
- ・ インターネットを利用して各候補者のホームページや SNS を見る。
- ・ 選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。
- ・ テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

1.9 改訂

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※
エノー県 (Hainaut) 人口 約 135 万人	不明	8時から13時 まで	学校、体育館等の公共施設及び 老人ホーム  ・ Ecole communale de Saint Denis (県庁所在地モンス Mons の学校) ・ Athénée Marguerite Bervoets (同上モン ス Mons の学校) ・ Centre de congrès (同上モン ス Mons の会議場) ・ Résidence Harmonica (ジェ ルピンヌ Gerpennes の老人ホー ム)
ルクセンブルグ 県(Luxembourg) 人口約 29 万人	不明	同上	学校、体育館等の公共施設及び 老人ホーム (具体的な設置場所は不明)
ナムーール県 (Namur) 人口約 50 万人	県全体の設置 数は不明。 ちなみに、県庁 所在地である ナムーール市 (人口 11 万) には 120 の投 票所が設置さ れた。	同上	学校、体育館等の公共施設及び 老人ホーム (具体的な設置場所は不明)

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

(注) 2018 年の地方選挙時は、ワロン地域 (5 県、262 コミュン) 全体に、3,981 ケ所の投票所が置かれた。上記の情報は、当該選挙時の情報。

1.9 改訂

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

選挙区は、1投票所あたりの選挙人が150人から800人までとなるよう分割されて投票所が設けられる。

1投票所は、投票管理者1名、補佐役4名、補佐役代行4名、書記1名で構成される。

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間
エノー県	なし（国として制度が存在しない）		
ルクセンブルグ県			
ナミュール県			

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	<p>1. 選挙担当事務局は、選挙人名簿をもとに、有権者宛に投票を促す招集状を、郵送にて事前送付する。この招集状で有権者は、自分に指定された投票所がどこかを知ることになる。また、投票日には、この招集状を持参することが義務づけられている。</p> <p>2. 投票日には、下記の通り本人確認が行われる。</p> <p>3. 投票が終わると、1の招集状には、投票済みを証明する印が押されて有権者へ返却される。</p> <p>上記のとおり、ベルギーの投票方法では、指定の投票所と異なる場所で投票すること、及び、一度投票したにも関わらず再度投票するという行為が実質的に不可能となっている。</p>
本人確認の方法	<p>有権者は投票所に、上記の招集状と身分証を持参する。投票所では、受付時に、選挙人名簿記載の有権者と来所者とが同一かどうか照合・確認を行う。</p>

## 1.9 改訂

### (5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

郵便投票を利用するための要件	郵便投票は原則実施されていない。(ただし、外国在住ベルギー人が国政選挙や欧州議会議員選挙に投票する際のひとつの手段としては認められている。)
直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率	—

### (6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

・ベルギーには、主に健康上の理由、司法上の身柄拘束、外国滞在、職業上の理由の条件を満たす場合に、所定の手続きを経ることで代理投票制度が適用される。高齢者や移動困難者は、同制度の適用対象となりうる。

#### (ワロン地域における取り組み)

・1投票所につき移動困難者用の投票ボックスが1つ設けられることになっている。この措置がスペースの都合で困難な場合は、当該投票所はその旨を事前告知する義務がある。また、いずれの場合も、福祉部門と連携して移動困難者へ適切な投票所を指定するよう努める。

・老人ホームに投票所を開設し、入居者のみならず一般の有権者へも開放している。

(2012年の選挙時に一部の公立の老人ホームにて開始。これを2018年選挙では私立の施設にも拡大し、ワロン地域では46ヶ所の投票所が老人ホーム内に設けられた。)

・高齢者を対象に投票を促がす施策を実施(広報キャンペーン・投票所の施設面の改良)

・移動困難者の投票所へのアクセス改善に関する検討会の設置(課題の把握・施策の検討・対策の検証等)

・移動困難者に対する交通手段の無料提供を試行にて実施(非営利社団へ助成金を交付し、同団体が交通手段を提供する。行政は対象者への情報提供、投票所での優先対応・車両の駐車スペース確保等を行う)

・投票日の公共交通機関の無料化(全地域住民を対象)

1.9 改訂

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

ベルギー国民にとって投票は義務であるため、インセンティブは特に見当たらなかった。

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

同上

1.9 改訂

7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

・2020年から2021年にかけてベルギー内の5つの大学・研究機関で構成される研究会にて、インターネット投票制度の導入の可能性が、諸外国の採用状況を参考にするなどして検討された。

この中で、同制度における問題点や課題（安全性や本人確認性、秘密性、費用等）が指摘された。そして、紙投票とインターネット投票の折衷策として、メールによる投票方式（投票用紙をメールで受取り、印刷し記入して郵送する）を現在郵便方式を採用している在外選挙（国政選挙及び欧州選挙）の投票において試行してはどうか、

## 1.9 改訂

という案が出されるなどした。検討会では、これを将来のインターネット投票導入への試金石としたい考えであった。

現時点でベルギーでは、上記の試行もインターネット投票の導入も予定されていない。

・なお、ベルギーは 1990 年代から一部の地域で電子投票が試行・実施されていた。これは、有権者が投票所に出向き端末を操作して投票をするしくみである。

実際にワロン地域では、22%に相当するコミューンで実施されていたが、2018 年の地方選挙から全面廃止された。廃止の理由としては、情報処理における不具合・故障が発生したこと、有権者の中には操作の補助を必要とする人もおり秘密投票の原則が守りづらいこと、紙の投票と比べ 10 倍以上の費用がかかること等が挙げられている。

## 8. 義務投票制について

### (1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
<input type="radio"/>	

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

### (2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	1893 年
根拠法	ベルギー国憲法 62 条及び選挙法典第 180 条
採用までの経緯	当時、選挙権は、一定の税額を収めている者から、納税額を問わず全ての男性に拡大されるなど広がりを見せていた。一方で数

	<p>十年前から投票の棄権者が多いという課題を抱えていた。</p> <p>そこで、義務投票制の採用の目的は、民主主義の発展のため何よりも投票率を上げることであった。実際に義務投票制が採用されたことで、投票率は1855年の35%から1894年には93.5%へと上昇した。</p> <p>第2の背景として、政治的な側面がある。右派勢力は、投票を義務化すれば穏健な政治志向を持つ人が投票所に足を運び、過激主義者の台頭を防ぐことができると考えた。一方で左派勢力は、「投票は権利であるとともに義務である」という価値観を重視するとともに、労働者階級の選挙権獲得のための長年の政治的闘争を無駄にしないために投票率を改善させたいと願った。</p> <p>義務投票へ至った第3の要素として、選挙費用の面が挙げられる。当時候補者は、有権者の投票に伴う移動費や食費を負担しており、選挙権の広がりにより経費が増大していた。そこで義務投票制とすることで、選挙費用を減らすことができると考えた。</p>
--	---

### (3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	<p>40€から80€の罰金が課せられるほか、過去にも棄権していた者は最大200€の罰金を課せられる。</p> <p>過去15年間のうち4回以上棄権した場合は、10年間選挙人名簿から抹消される。この間、官公庁からの任命、昇任、表彰を受けることはできない。</p>
義務が免除される要件	<p>通常の投票も代理投票も、いずれも行わなかった場合、治安判事に証明書類を添えて書簡にてその理由を説明する。治安判事が正当な理由と判断すれば、罰則を免除される。</p>